

紀の川市防災士育成事業補助金交付要綱

令和6年3月1日

告示第17号

(目的)

第1条 この告示は、防災士の資格を取得しようとする者に予算の範囲内において紀の川市防災士育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域防災の担い手の育成を促進し、地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「防災士」とは、「自助」、「共助」及び「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）による防災士認証登録（以下「登録」という。）を受けた者をいう。

2 この告示において、「防災士研修センター等」とは、防災士機構が認定した研修機関であって、防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士養成研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 防災士研修センター等が実施する講座を受講する者で、防災士の資格を取得しようとするもの
- (2) 防災士の資格取得後、地域防災リーダーとして市内の自主防災組織等で活動する意思がある者
- (3) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定がない者
- (4) 市税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士研修センター等が実施する講座（教育課程の一環として実施されるものを除く。）の受講料
- (2) 防災士教本料
- (3) 防災士資格取得試験受験料

(4) 防災士認証登録料

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、講座の受講前に紀の川市防災士育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に講座の受講を証する書類及び第4条に掲げる経費を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合はその内容を審査し、相当と認めるときは、紀の川市防災士育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に条件を付することができる。

2 交付決定者は、交付の決定を受けた年度内に登録を受けなければならない。

(補助事業の変更等)

第8条 交付決定者は、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに次に定める手続をしなければならない。

(1) 第6条に規定する書類の内容又は記載した事項に変更があるときは、紀の川市防災士育成事業補助金変更交付申請書（様式第3号様式）により承認を受けること（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。

(2) 申請の内容を中止しようとするときは、紀の川市防災士育成事業補助金交付申請取下届（様式第4号）により届け出ること。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、登録が完了したときは、速やかに紀の川市防災士育成事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 防災士認証状又は防災士証の写し

(2) 第4条に規定する補助対象経費の支払を証する書類

(補助金の交付)

第10条 市長は、実績報告書の提出があったときは、審査を行い、相当と認めるときは、紀の川市防災士育成事業補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金交付請求)

第11条 交付決定者は、補助金を請求しようとするときは、紀の川市防災士育成事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合又はこの告示若しくは交付の決定に際し付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第13条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び市が実施する防災に関する施策に協力しなければならない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。